

令和 2 年 1 月 2 4 日

## 一般社団法人 全国日本語学校連合会 (JaLSA)

全国日本語学校連合会は、平成 1 6 年 1 月 11 日に発足し、現在まで日本語教育機関の連携・協力をねらいとして日本語教育の充実・発展及び同機関の健全な発展の推進を図ることを目的に様々な活動を展開し、内外の日本語教育機関からも注目される存在となっています。

### I 日本語教育機関の役割と海外展開

#### 1、日本語教育機関の役割

現在、日本語教育機関は 780 校を超えているところであり、大学数を上回っている状況となっていますとともに留学生数も増加しています。

この留学生の増加の要因としては、日本語教育機関の献身的な教育の成果は当然のことながら、日本語教育機関は海外に教職員を派遣し、優秀かつ意欲的な人材に関する情報収集及び日本留学を検討する者への日本の PR やそれぞれのニーズに沿ったコンサルティング・リクルーティング活動について寄与しています。

また、日本語教育機関は学生のニーズに応じ、大学などの高等教育機関に進学を前提としたものが多数を占めているところでもあります。

しかしながら、学生のニーズも大学、大学院及び専門学校等への進学だけでなく、就労や日本文化体験など学習目的も多様化している状況から、これらのニーズに応じ、それぞれの学習目的に基づいたコースデザイン、教材開発を行い、留学生の目的及び学習能力に応じたきめ細かいクラス設定を行っています。

教育内容においても、それぞれの学習目的に応じ、日本留学試験、日本語能力試験等の対策だけでなく、論理的思考能力を重視した読解、小論文の授業、コミュニケーション能力を重視した日本語の発音、会話、ディスカッション等の授業や日本語学習を通じ日本文化・社会、歴史を学ぶ授業など多岐にわたる実践的授業を展開し、留学生の能力向上及び勉強意欲の向上に努めているところでもあります。

また、教育機関の教育目標及び授業計画に基づいた成績評価の方法と基準を明確化し、その基準により公平かつ客観的な評価を行っています。

さらに、日本語教育機関を卒業後の進路に関し、外部機関と連携・協力し、留学生が日本留学の目標を達成できるよう支援を行っています。

その結果、卒業した留学生の多くは、卒業後も日本語教育機関を訪れ、

日本留学を通じて知った日本の素晴らしさに感謝の言葉を口にします。

このように、日本語教育機関は日本語教員の質の向上を推進するため教授法・指導法の研修を内外からも知名度の高い東京大学の准教授らによる日本語教員の研修を実施し、日本語教員の資質をより一層高めるよう努めています。

日本語教育機関においては、前述のように日本語教育の質及び進路指導を重視するだけでなく、留学生が安心して留学生活をおくることが出来るよう、入学前の段階から日本で生活する上で、必要となる各種手続き及び日本での生活習慣・マナーについて、指導を行うなど生活に関するサポート、その他地域住民とコミュニケーションを図るための地域行事への参加及び各種活動を行っています。このことは、地域社会とのトラブルを未然に防ぐとともに、地域住民に異文化理解の提供に役立っています。

このように、日本語教育機関の役割としましては、これまでの実績及び懇切丁寧な教育から、① 親日・知日家を養い、現在まで有為な人材を輩出していることから、当該留学生が将来母国でそれぞれの立場から日本の PR 及び国際外交に役立っていること。

② 日本語教育機関の生活指導及び地域社会との連携・協力から、地域社会における多文化共生社会の実現に役立っていること。

③ 留学生は、最初の日本留学は日本語教育機関が主であり、当該機関を通じて進学及び一部は就業することとなり、それぞれ高等教育機関又は企業等に就職し、人員不足の解消に役立っていること。

④ 留学生は、日本語教育機関に入学し、専門学校、大学等の高等教育機関への進学及び内外の企業に就業することから、前述のように知日・親日派を養成することによって、当該卒業生の日本及び日本語教育機関の PR により、留学生から選ばれる日本となり、ひいては訪日外国人の増加に繋がっていること。

⑤ 日本語教育機関は、ほとんどが外国人であることから、当該機関は諸外国に教職員を派遣していることもあり、当該教職員は大使館及び外国の関係機関への情報収集も重要な役割となっていることから、日本の伝統文化及び社会の PR をすることによって日本と諸外国との国際交流及び外交にも役立っていると同時に、日本を希望する留学生の増加に繋がっていること。

⑥ 日本語教育機関は、全国津々浦々に点在していることから、当該地方の日本語を教育しているボランティア及び NPO 法人との連携・協力を通じて、日本語教育の調査研究を推進することにより、日本語教育力の向上及び相互の教員の資質向上に寄与し、ひいては日本語教育の指

導法の向上及び教材の開発に役立っていること。

⑦ 高等教育機関に在学中の留学生のなかには英語等で講義を受けている者も少なくないことから、日本企業に就職を希望する者のうち、日本語会話や日本語の文章理解に未熟なこともあり、就職できないケースも数多い状況となっています。

これらの者は、日本語教育機関に入学し、日本語会話や日本の文化などをマスターするように指導し、同機関を修了後は日本企業に就職させていることにより、企業の人手不足の解消に貢献しています。

## **2、日本語教育機関の海外展開**

日本への外国人留学生数は、(独)日本学生支援機構によると平成30年5月1日現在においては298,980人であり、そのうち日本語教育機関には90,079人となっており、前年比14.5%増となっています。

また、(独)国際交流基金の2018年度の日本語を学習している国、機関及び学習者の数は、それぞれ142か国（日本が認めている国の73%となっている。）、18,604機関及び385万人となっており、前回に比べそれぞれ5か国、2,500機関及び191,749人の増加となっています。

このように日本語を学習している者が増加している背景には訪日外国人数の増加、東京オリンピックの開催、日本文化への憧れ及び安心・安全であることのほか、受入れの教育機関の誠実で懇切丁寧な進路指導による実績などが考えられます。

今後においても、前述の背景から日本語学習者数は増加するものと思料します。

また、日本語教育機関を母体とする一般社団法人全国日本語学校連合会（以下「JaLSA」という。）はこれらの学習希望者の母国に出向き、それぞれ日本の伝統文化及び日本語教育機関のPRのために現地での留学フェアや入学者選抜及び日本の魅力や留学生の卒業後の進路等をはじめ、日本の経済の状況や日本人の気配り・心配りなどの親切心や安心・安全な日本であることについて懇切丁寧に説明し、優秀で勉強意欲のある留学生の応募に寄与しているところであります。

さらに、JaLSAは元外務省で海外の大使経験者による現地の日本語学校及び同大使館職員等と日本語教育の現状及び取組状況等について連携・協力していることから、日本と当該外国との良好な関係となっています。

このことは、Iの1で述べましたように親日・知日家の養成に繋がり、卒業した留学生による母国と日本の懸け橋及び国際外交に寄与しますとともに今後、留学生が増加することは日本企業等にとっても、

人手不足の解消及び日本経済の発展に貢献できるものと思料いたします。

II JaLSA は、現在、270 を超える日本語教育機関等が加盟し、同機関の代表者、校長及び教職員等に対し研修会、説明会又は発表会・大会等様々な活動を展開しております。

その主な活動状況は、次のとおりであります。

### 1、 職員の資質向上

(1) 加盟校の教員の資質向上として、授業の教授法・指導法について東京大学の各学部の教員に対する教授法をはじめ国内外の大学等からの知名度が高く、その講演等で知名な東京大学の准教授らによる講演会を開催しました。

その内容等については、日々の教育実践を振り返ることにより、自己の教育観を明らかにし、自身と学校組織の改善に繋がることを目的としたワークショップ形式及び一過性の研修とならないよう、参加者の所属する日本語教育機関において同内容のワークショップが実施できる研修の運営についても教唆いただき、参加した教員から今後の授業改善に大いに役立ち、かつ自信に繋がったと大変好評を得たところであります。

### 2、 日本語教育機関を新設した加盟校の代表者、校長及び職員に対し、留学生の入学者選抜、同加盟校の存在意義及び法令等の説明会・研修会

(1) 出入国管理行政、入学者選抜の心構え、関係法令等の遵守の研修会

(2) 出入国管理法に定める不法滞在、資格外活動、交通のマナー・ルール及び関係法令等の遵守等について各地区（北海道、東北、関東、近畿及び九州）での説明会

### 3、 出入国管理法、関係法令及び日本語教育機関の告示基準

(1) 加盟校の代表、校長及び職員に出入国管理法、日本語教育機関の告示基準、関係法令及び留学生に対する地域社会のマナー・ルールの周知徹底等の説明会

### 4、 在留資格申請手続の留意事項

(1) 加盟校の担当職員等に在留資格申請手続等について地方出入国管理局職員による説明会

## 5、 高等教育機関及び日本語教育機関との連携・協力

- (1) 年2回(春と秋)高等教育機関及び加盟の日本語教育機関の関係者による進学フェアを開催

## 6、 留学生の弁論大会

- (1) 加盟校の全国各地の留学生代表による弁論大会を開催

## 7、 学生支援

- (1) 加盟校の代表者、校長及び職員に留学生の生活指導及び在籍管理の周知徹底の研修会
- (2) 加盟校の職員に留学生の学習奨励費に関する取扱等の説明会
- (3) 加盟校の代表者、校長及び職員に留学生が事故等にあつたとき又は事故等を起こしたときの対処方法等について文部科学省認可の損害賠償保険組合による説明会

## 8、 日本語教育機関の在り方

- (1) 加盟校の代表者及び校長に日本語教育機関の将来像及び在り方等についての検討会

## 9、 地域社会との連携・協力

- (1) 加盟校の代表者及び校長に地域貢献及び連携・協力の取組について説明会
- (2) 加盟校の代表者、校長及び職員に犯罪の傾向・防止策及び交通ルール(特に自転車等による事故防止例)について警視庁又は警察による説明会

## 10、 管理運営

- (1) 加盟校の代表者、校長及び職員に自己点検・評価の取組について説明会
- (2) 加盟校の代表者、校長及び担当職員に公明・公正な会計システムの方策について説明会

### Ⅲ 日本語教育の推進に関する法律の施行に伴い同連合会の要望事項等について

#### 1、日本語指導が必要な外国人等の子弟の支援について

日本語教育が必要な日本国籍及び外国人の児童・生徒等は、平成 28 年の文部科学省の調査によると 43,947 人なっています。

これらの者は、将来高校及び大学等への進学及び企業等への就職も現状では困難な状況と言わざるを得ません。

仮に、これらが成人に達した際は、非常に厳しい生活を余儀なくされ、犯罪等に繋がるのが極めて高い確率となることが思料されます。

一方、日本語教育機関におきましては外国人留学生のニーズに応じた日本語教育、高等教育機関への進学又は内外の企業及び政府機関への就職の実績を有しています。

つきましては、令和元年 6 月 28 日に施行されました日本語教育の推進に関する法律第 3 条第 7 項及び第 12 条に規定していますように「外国人等である児童・生徒に対する日本語教育の拡充及び進学・進路等に必要な教育課程」の拡充及び支援をお願いいたします。

#### 2、日本語教師の処遇の支援について

日本語教育機関の日本語の専任教師の平均給与の年収は、380 万円、上場企業の職員の年収は、602 万円となっており、日本語の専任教師の給与はかなり低い状況となっています。

日本語教育機関は、小規模でかつ、財政的に厳しい状況から、日本語教師は年配の者が多いのが実情であり、処遇は後おくりになっているのが現状であります。

このようなことから、日本語教育機関の将来を見据えると若くて優秀な日本語教師の確保に苦慮しているところであります。

また、日本語教育の推進に関する法律第 21 条に「国は、日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上並びに処遇の改善がはかれるよう、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、国内における日本語教師の資格に関する仕組みの整備、日本語教師の養成に必要な高度かつ専門的な知識及び技能を有する者の養成その他の必要な施策を講ずること。」及び現在、政府による私立学校等への支援につきましては、当該学校等の教職員の人件費も含まれていることから、日本語教師の高度かつ専門的な知識及び技能を有する者の処遇の改善について、是非お願いいたします。



### 3、日本語教育機関の留学生の学習奨励費の増員及び増額支援について

国による日本語教育機関の留学生の学生奨励費の2019年度は630人(前年度と同じ。)であり、その金額は一人当たり月額30,000円(前年度と同じ。)となっています。

また、日本語教育機関の留学生は日本学生支援機構の調査(平成30年5月1日現在)によると、90,079人となっており、その受給率は0.7%となっております。

一方、高等教育機関の受給率は17.7%を超えています。

このことから、日本語教育の推進に関する法律第8条の規定に「政府は、日本語教育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。」及び同法第12条に「国は、就学の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。」と明記していますので、日本語教育機関の留学生の学習奨励費の人的及び給付額の拡大を是非お願いいたします。

### 4、日本語教育機関の施設・設備等の支援について

日本語教育の推進に関する法律第13条第2項に「国は、外国人留学生(大学及び大学院に在学する者を除く。)であって日本語能力を必要とする職業に就くこと又は我が国において進学するものに対して就業又は進学に必要な日本語を習得させるための日本語教育の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。」となっています。

JaLSA加盟の日本語教育機関は、大学・大学院などの高等教育機関への進学及び就職を希望する外国人留学生に対して、日本語能力を必要とする職業又は進学を希望する者のニーズに応じた教育課程を編成し、卒業生は高等教育機関への進学、日本企業又は母国の政府機関等についており、これらの者はそれぞれ親日家及び知日家として母国と我が国の国際外交及び日本経済の発展においても直接又は側面から寄与しています。

したがって、これらの外国人留学生を支援するため、JaLSA加盟の日本語教育機関の施設・設備等について特段のご配慮をお願いいたします。

### 5、日本語教育に関する教材の開発及び日本語教員の研修等の経費等の支援について

日本語教育課程の編成を推進する上で、教材の開発は重要な課題であります。

日本語教育の推進に関する法律第21条第1項に「国は、日本語教育に従事する者の養成及び研修の体制の整備、国内における日本語教師の資格に

関する仕組みの整備、日本語教師の養成に必要な高度かつ、専門的な知識及び技能を有する者の養成その他の養成に必要な施策を講ずるものとする。」及び同法第 22 条に「国は、日本語教育を受ける者の日本語能力に応じた効果的かつ適切な教育が行われるよう、教育課程の編成に係る指針の策定、指導方法及び教材の開発及び普及並びにその支援その他の必要な施策を講ずるものとする。」となっています。

このように、日本語の教育課程の編成及び日本語能力に応じた効果的かつ適切な教育を行うには日本語教育の指導方法等の研修会及び教材開発は外国人留学生の効率的な教育及び勉学意欲をより高めるものと思料します。

したがって、教材の開発及び日本語教師の研修に積極的に参加できる経費等について、ご支援をお願いするものであります。

## 6、共生社会の対応の支援について

日本語教育の推進に関する法律第 17 条に「国は、国内における日本語教育が外国人等の日本語能力を向上させるとともに、共生社会の実現に資することを踏まえ、外国人等に対する日本語教育についての国民の理解と関心を深めるよう、日本語教育に関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。」となっています。

我が国に在留する外国人は、平成 30 年末現在 273 万人超となり、日本の住民と文化の違いにより、ゴミ出し、深夜まで騒ぐこと及び交通などのマナー・ルールに反する行為等が社会問題となっています。

日本語教育機関は、令和元年 7 月 8 日現在 780 校を超え、大学数を上回りしかも全国の主要都市に設置されています。

JaLSA 加盟の日本語教育機関は、外国人留学生に対しては日常的に日本の法令等の遵守、マナー・ルールの周知徹底や生活指導し、地域住民との良好な生活ができるよう厳しく指導しています。

しかしながら、外国人留学生以外の外国人はこのマナー・ルール等の徹底がなされないまま放置されている現状であることから、JaLSA 加盟の日本語教育機関は、当該外国人留学生を通じて他の外国人等への地域住民とのトラブルを最小限となるよう当該外国人留学生を通じ日本の文化及びマナー・ルール等につて理解するように努めていきたいと考えています。

いずれにしろ、外国人や外国人留学生から選ばれる日本及び知日家及び親日家を養成し、母国と日本の外交に寄与できるよう JaLSA 加盟の日本語教育機関は、努めています。

このことから、日本語教育の推進に関する法律第 8 条に規定しています「政府は、日本語教育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。」となっておりますの



で、政府に置かれましては、この法律の施策を実施するため、必要な法制又は財政措置を講じていただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。

## **7、日本語教育機関の教職員の海外派遣の経費**

Iの1の「日本語教育機関の役割」で明記しましたように当該機関は教職員を現地に派遣し、各国の大使館、当該国の日本語学習を行っている教育機関、関係機関との連携・協力、当該国の日本語教育の調査研究、情報の収集・提供及び日本留学を検討する者への日本のPR、日本語教育の必要性及び進路などを明確に説明するとともに現地の勉学意欲のある人材の情報収集に努め良好な信頼関係に努めています。

つきましては、日本語教育に関する推進法第24条「日本語教育に関する調査研究等（条文は割愛）」に基づき派遣教職員の経費等についてご配慮願います。

## **8、日本語教育機関の外国での留学フェア、募集及びPR活動に伴う経費**

Iの2の「日本語教育機関の海外展開」で明記しましたように、現地で留学フェアを開催し、当該国の大使館、日本語学習機関との連絡・調整、効果的な日本語教育について調査研究を行っていること並びに留学検討者及びその家族等に日本語教育機関の教育方針・進路等を懇切丁寧に説明していることから、日本のイメージアップ及び留学生の増加に繋がっています。

したがって、日本語教育に関する推進法第24条「日本語教育に関する調査研究等（条文は割愛）」に基づき現地での留学フェアの旅費及び経費についてご配慮願います。

## **9、留学生の入学金及び授業料の支援**

政府は、令和元年10月1日の消費税導入を機に① 幼児教育の無償化として幼稚園・保育所は令和元年10月からすべての3～5歳児（就学前3年間（住民税非課税世帯）及び保育所については2歳児まで利用料が無料（住民税非課税世帯）に② 私立高校については、令和2年4月から無償化③ 高等教育機関（住民税非課税世帯）の国公立の大学（入学金28万円、授業料54万円）、短期大学（入学金17万円、授業料39万円）、高等専門学校（入学金8万円、授業料23万円）、専門学校（入学金7万円、授業料17万円）、並びに私立の大学（入学金26万円、授業料70万円）、短期大学（入学金25万円、授業料62万円）、高等専門学校（入学金13万円、授業料70万円）、専門学校（入学金16万円、授業料59万円）が減免されることとなっています。

一方、日本語教育機関の外国人留学生の学習奨励費については、年間

630人、月額3万円の支給となっています。

また、日本語教育機関の留学生は母国と日本との懸け橋として国際外交に貢献していること及び母国を離れ寂しい生活を強いられるなどのカルチャーショックも受けながら努力していることに加え、物の購入時には消費税を納入しているとともに生活に必要な住居費及び生活費並びにアルバイト等で日本経済に貢献していることを勘案しますと日本語教育機関の留学生につきましても日本人学生と同様な入学金及び授業料の減免並びにⅢの3で明記しました給付型学習奨学費の増員及び増額していただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。

## **10、留学生の健康診断経費の支援**

日本語教育機関の留学生は、毎年1回結核検診を行っているところであります。

しかしながら、同機関は学校保健安全法が適用されていないため、経費等の都合から健康診断項目が限られているのが現状であり、同留学生は一人住まいが大半のため、感染症及び生活習慣病など健康を害している者も少なくありません。

また、医師等による健康相談及び地域の医療機関等と連携するにも経費的に限界があるために、留学生の健康に関することは年1回の結核検診以外は後送りの状況となっています。

世界保健機関による18歳以上の中国やインドなどの新興国については、カロリーの取り過ぎによる体重過多も年々増加しており、留学生もその傾向によって生活習慣病的な者も少なくないことから、留学生の健康管理も緊急な課題と捉えています。

さらに、日本語教育機関の留学生が健康診断及び健康相談を怠ったことにより、重大な事態となれば社会問題化し、国際外交にも支障が生じる恐れも予測されます。

このように、健康診断等を充実することも喫緊の課題でありますので、当該健康診断等に関する経費についてご配慮願います。

## **11、日本語教育機関を学校教育法への位置付け**

日本語教育機関は、780校を超えている状況となっており、平成30年5月1日現在の((独)日本学生支援機構の調査によると90,079人となっています。しかも、同機関の留学生数は年々増加しており、令和元年5月にはおそらく10万人になるものと予測します。

これの留学生の大半は、大学及び大学院等に進学している状況であります。

このように日本語教育機関は、高等教育機関に進学させる教育機関として捉えていますので、「学校教育法」に「日本語教育機関」を位置付けしていただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。

#### IV その他の事項等

##### 1、引き続き科学技術の増額の支援

現在、我が国の科学技術などの論文及び特許出願等に関する件数が、新興国にも後れを強いられている状況及び若い研究者の育成に支障が生じることも予想されます。

この状況が、今後も続くとなれば科学技術立国として維持していくことが困難となることが予想されます。

仮に、日本の科学技術が衰退すると、日本の科学技術に基づいた製品等も信頼されないことに繋がり、我が国の経済発展に大きな支障が生じかねない危機的な状況が予想されます。

また、日本に留学するメリットも薄れると同時に外国人は日本留学を諦め、留学生 30 万人計画、またこの留学生が高等教育機関で学んだ後、外国人労働者として国内企業又は政府などの研究機関等へ就職がままならないことが生じるとともに、我が国の経済の発展に危惧する状況となると思料します。

このようなことから、我が国の科学技術の知見による経済発展に繋げることも喫緊な課題として捉えています。

したがいまして、我が国の科学技術のより発展のため、引き続き科学技術の予算の増額をお願いいたします。

##### 2、「留学」の在留資格から「特定技能」への変更に関し、日本語教育機関の留学生の卒業及び修了としての取り扱い

出入管理及び難民認定法の一部を改正する法律が、平成 30 年 4 月 1 日から施行されました。

この法律の改正によって、特定技能の在留資格が新設され、同技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）を定めることが義務付けられました。

この基本方針において、「技能実習 2 号」から特定技能への変更は同実習を良好に修了した者については、試験（技能・日本語）は免除となっています。

一方、「留学生」については 18 歳以上であれば日本語教育機関に在学中であっても、同試験（技能・日本語）に合格すれば「留学」の在留資格から

「特定技能」への変更が認められ企業等に就業することが可能となります。

このように、「技能実習 2 号」については良好な修了を条件としているにも拘わらず、「留学生」については試験に合格すれば、在学中であっても在留資格「特定技能」への変更後、企業等に就くことが認められれば当該留学生は、中途退学となり、「留学」という教育課程制度が歪められることとなります。

このことは、例えば専修学校の「高等課程」については高等学校レベル、「専門課程」は大学レベルとなっており、これらを卒業等すればそれぞれ大学又は大学院への進学は可能であります。中途退学であればそれぞれへの進学が閉ざされることとなっています。

このように、「技能実習 2 号」と「留学」の取り扱いは、甚だバランスを失う基本方針と見做すので、「留学」の在留資格者が「特定技能」への変更は、日本語教育機関を修了後、特定技能の在留資格の変更をしていただきますよう制度の改正を強く要望いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

### 3、日本語教育機関への公金の支出

日本国憲法第 89 条に「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便宜若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」となっておりますが、私立学校については私立学校法第 2 条第 1 項において「学校とは、学校教育法第 1 条に規定する学校をいう。」、同法同条第 2 項において「専修学校とは、学校教育法第 124 条に規定する専修学校をいい、各種学校とは、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校をいう。」となっております。それぞれ公の支配に属するものと解しています。

一方、日本教育機関については、「出入国管理及び難民認定法」、「同法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件」及び「日本語教育機関の告示基準」に基づき設置を認可され、しかも運営等につきましても同基準等により行っているのが実情であります。

また、日本語教育機関は① 日本語教育を行う学校法人、② 準学校法人としてア) 専修学校、イ) 各種学校、③ 株式会社立、④ 個人立、⑤ NPO 法人、⑥ ボランティアによるものなどが類型として考えられます。

一方、学校教育法で定める学校につきましても文部科学省又は日本語教育機関については、入管法及びそれに関連する基準等により、設置認可、入国審査の代理申請及び運営等については文部科学省及び法務省の公の支配に

属するものと解します。

全国日本語学校連合会は、加盟の全ての日本語教育機関が、予算の要望をするのではなく、例えば①法務省の適正校として3年連続であること、② 不法滞在及び資格外活動などの法令違反が極めて少ない日本語教育機関として対処していただければありがたく存じます。

なお、当連合会加盟の日本語教育機関につきましては、当連合会が責任をもって対処しますことを申し添えます。